

誘導施設一覧

機能分類		定義	都市機能誘導区域		
			大洗駅周辺	既存商店街・町役場周辺	五反田地区沿道周辺
介護 福祉	福祉施設	老人福祉法・介護保険法に定める施設、事業の用に供する施設のうち、通所・訪問サービスの提供を主目的とするもの		●	●
	交流施設 (高齢)	同世代・多世代との交流を目的とした施設		●	
子育て 支援	保育施設	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に定める認定こども園	●		●
		就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第5項に定める保育所等	●		●
	学童保育	児童福祉法第6条の3第2項に基づき、公共または民間が設置する学童保育施設	●		
	児童館	児童福祉法第40条に定める児童厚生施設		●	
	託児施設	児童福祉法に基づく届出が必要とされる認可外保育施設	●		●
	交流施設 (子育て)	託児スペース及び同世代・多世代が交流する空間を有した施設		●	
商業	集客施設	主に来訪者の利用に供されることを目的とした、飲食・物販・体験機能のいずれかを備えた施設	●	●	
	店舗	店舗面積が250㎡以上1,000㎡未満の生鮮食品及び日用品を扱う店舗		●	
医療	診療所 (内科)	医療法第1条の5に定める診療所のうち診療科目に内科を有するもの		●	●
	診療所 (外科)	医療法第1条の5に定める診療所のうち診療科目に外科を有するもの		●	●
	診療所 (小児科)	医療法第1条の5に定める診療所のうち診療科目に小児科を有するもの	●	●	●
金融	銀行	銀行法第4条に基づく免許・許可・登録等を受けている業者の窓口を有する店舗		●	
	信用金庫 信用組合	信用金庫法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び労働金庫連合会		●	